



幼児教育・保育の無償化に関する説明会

[幼稚園・認定こども園]

令和元年6月18日(火)

こども青少年局保育・教育運営課

こども青少年局子育て支援課

目次

1	幼児教育・保育の無償化にかかる事務フロー.....	1
2	副食材料費の免除について.....	8
3	確認申請について.....	10
4	認定申請書等の配付について.....	17
5	施設等利用費の請求等について.....	21
6	横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）について.....	27
7	幼児教育・保育の無償化に関するFAQ.....	34

※「5 施設等利用費の請求等について」は私学助成園のみが対象です。

問い合わせ先

こども青少年局保育・教育運営課

幼児教育・保育無償化担当（制度全般、確認申請等） TEL 671-3710

こども青少年局子育て支援課

幼児教育係（施設等利用費の請求、市型預かり保育等） TEL 671-2084

1 幼児教育・保育の無償化にかかる事務フロー

(1) 幼児教育・保育無償化の概要

幼児教育の無償化については、「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)にて方針が示され、子ども・子育て支援法改正案の可決(2019年5月10日)を受け、消費税率引上げ時の2019年10月1日から実施されることとなりました。

幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組まれるものです。就学前の全ての3歳から5歳の子どもたちが、良質な幼児教育・保育の機会を得られるよう、現行の子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象ではない幼稚園(私学助成園等)、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設する等の措置を講ずるものとしています。

(2) 実施時期

2019年10月1日

(3) 対象者・対象範囲

- **【幼稚園、保育所、認定こども園等】**を利用する3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から5歳児クラスの全ての子ども利用料を無償化。
 - 私学助成園等の利用料については、月額25,700円を上限として無償化されます。
 - 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外です。2号認定こども(保育所等)の副食費については、これまで公定価格に組み込まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。
 - 幼稚園、認定こども園(教育部分)については満3歳児(3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども(以下、「満3歳児」という。))から無償化されます。
- **【保育所、認定こども園、地域型保育事業】**を利用する0歳児クラスから2歳児クラスの子ども利用料については、市民税非課税世帯を対象として無償化。
- **【幼稚園の預かり保育】**を利用する子どもについては、保育の必要性があると認定を受けた場合には、3歳児クラスから、月額11,300円を上限として預かり保育の利用料を無償化。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業については、月額利用料上限が9,000円となっているため、利用料が無償化されます。また、国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する子どもの利用料については、市単独助成として無償化します。
 - 私立幼稚園等預かり保育事業以外の預かり保育における無償化の対象となる利用料は、実際の利用日数に応じて計算します。

○ **【認可外保育施設及び特別保育事業等】**を利用する保育の必要性の認定のある3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちで、保育所又は認定こども園等を利用していない場合には、月額37,000円を上限として利用料を無償化。

- 利用している幼稚園で預かり保育が実施されていない、もしくは、実施されている預かり保育が一定の基準（開所時間が1日8H、年間200日）未満の場合、併用して認可外保育施設等を利用した場合、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。

※ 市型預かり保育や一定基準以上の預かり保育を実施している幼稚園の児童は認可外保育施設等を利用しても無償化の対象とはなりません。

○ **【障害児通園施設等（※）】**を利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化。幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合も無償化の対象とする。

※ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設

【幼児教育・保育の無償化の対象と範囲】

	認可保育所等・ 認定こども園(保育)	施設型給付園 (幼稚園・認定こども園(教育))		私学助成園等		認可外 保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○(※)	○	○(※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限11,300円)	○(※) (上限37,000円)
市民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○(※)	/	/	/	/	○(※) (上限42,000円)
満3歳児 (3歳の誕生日から最初の 3月31日までにある子ども)	/	○	×	○ (上限25,700円)	×	/
市民税非課税世帯の 満3歳児 (3歳の誕生日から最初の 3月31日までにある子ども)	/	○	○(※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○(※) (上限16,300円)	/

※ 無償化にあたって、保育の必要性の認定が必要です。

(4) 施設への給付（教育部分）

ア 施設型給付園（新制度の対象の幼稚園・認定こども園）

無償化となる利用料分を上乗せして施設へ給付（毎月）

イ 私学助成園等（新制度の対象ではない幼稚園）

4～9月：就園奨励補助事業（※）として6か月分を通常スケジュール通り11月に交付。

10～3月：無償化となる利用料分（上限月25,700円×6か月）を10月に給付（概算払い）

2020年～：5月、10月の2回に分けて給付（概算払い）

※就園奨励補助事業は9月で終了となります。

(5) 施設等利用給付認定

幼児教育の無償化にあたり、「子育てのための施設等利用給付（以下、施設等利用給付）」が新設されることとなりました。無償化分として施設等利用給付を受けるためには、保護者が「施設等利用給付認定」の申請を行う必要があります。

現行の「子どもに係る教育・保育給付認定」と、今後予定されている「施設等利用給付認定」の類型は下記のとおりです。

	認可保育所等・ 認定こども園(保育)	施設型給付園 (幼稚園・認定こども園(教育))		私学助成園等		認可外 保育施設等 (一時保育等含む)
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	教育・保育 給付認定 2号	教育・保育 給付認定 1号	教育・保育給 付認定 1号 + 施設等利用給 付認定 2号	施設等利用 給付認定 1号	施設等利用 給付認定 2号	施設等利用 給付認定 2号
満3歳児 <small>(3歳の誕生日から最初の 3月31日までにある子ども)</small>		教育・保育 給付認定 1号		施設等利用 給付認定 1号		
0～2歳児クラス (非課税)	教育・保育給付認 定3号					施設等利用 給付認定3号
0～2歳児クラス	教育・保育給付認 定3号					

【施設型給付園】

預かり保育を利用かつ保育の必要性がある方 → 「施設等給付認定2号」の申請

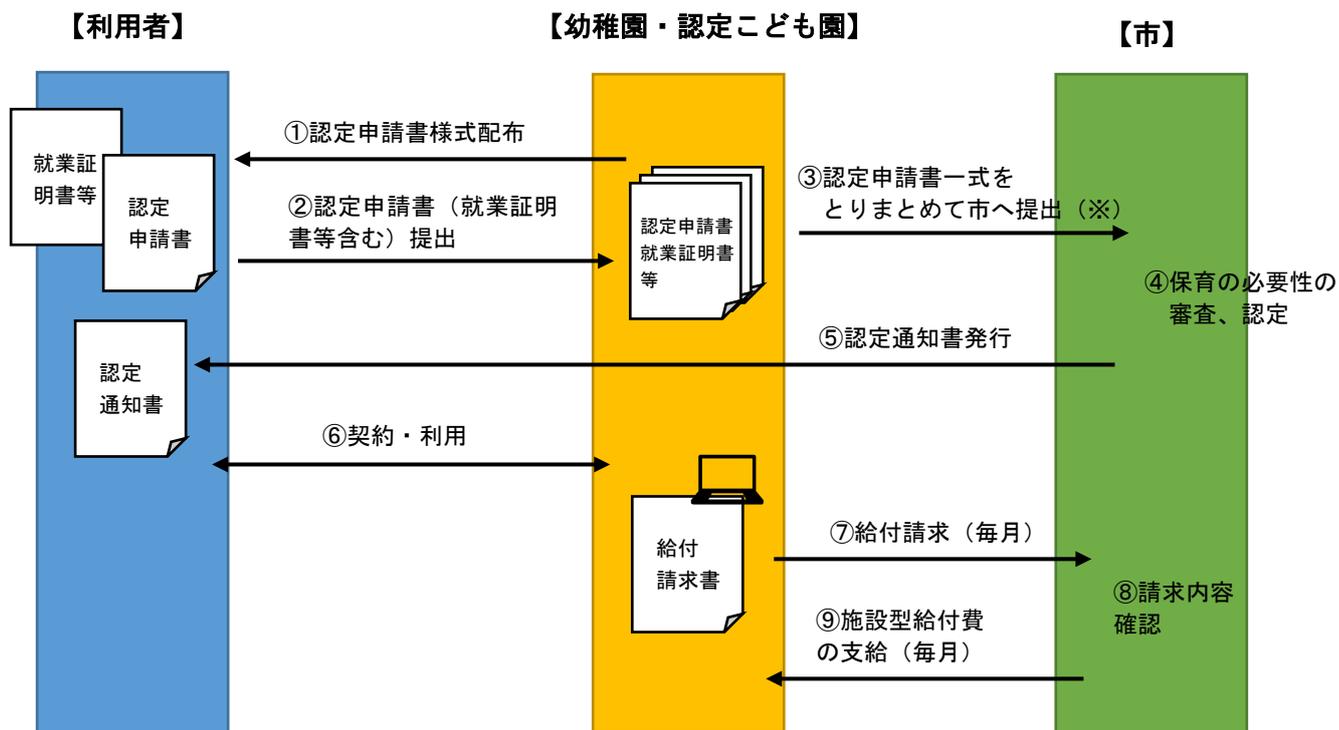
【私学助成園等】

基本 → 「施設等給付認定1号」の申請

預かり保育を利用かつ保育の必要性がある方 → 「施設等給付認定2号」の申請

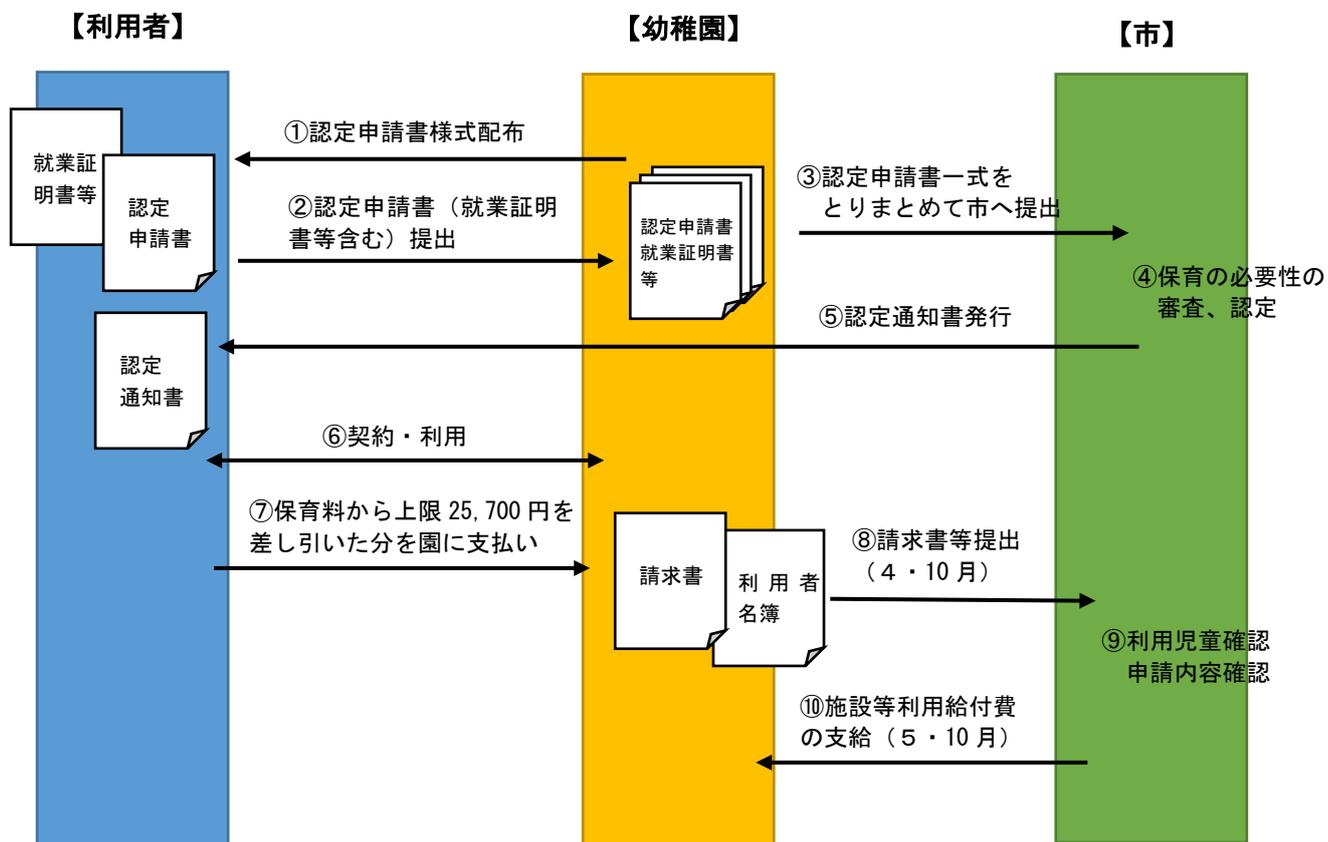
(6) 認定・利用事務フロー

ア 施設型給付園



※「認定変更申請書」の場合、【利用者】から【市(園のある区の子ども家庭支援課)】に直接提出となります。

イ 私学助成園等



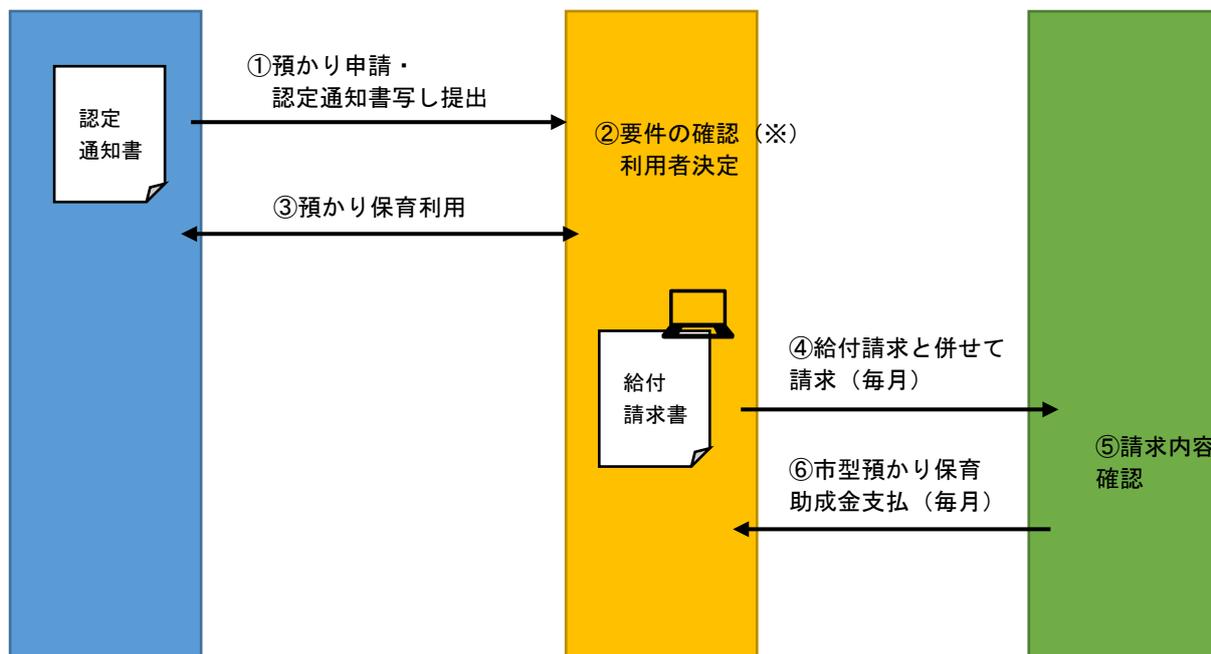
※「認定変更申請書」の場合、【利用者】から【市(園のある区の子ども家庭支援課)】に直接提出となります。

ウ 横浜市私立幼稚園等預かり保育（市型預かり保育）

【預かり保育利用者】

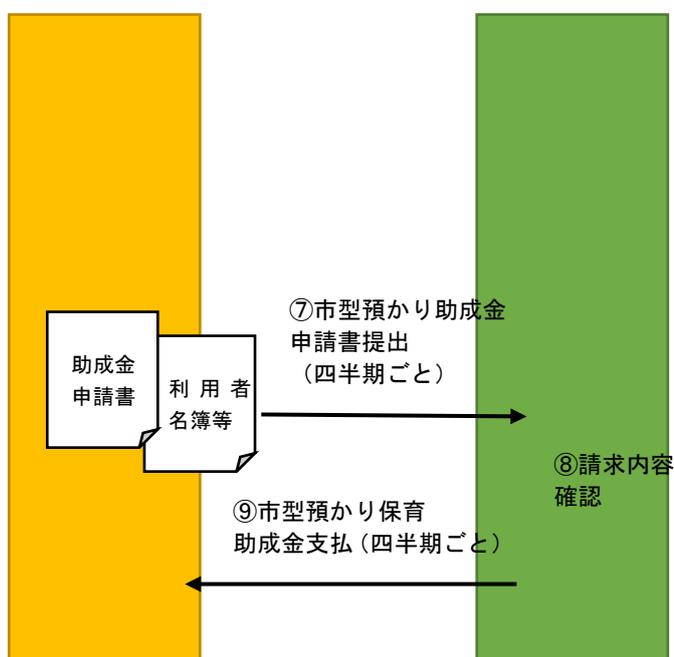
【施設型給付幼稚園】

【市】



【私学助成園等】

【市】

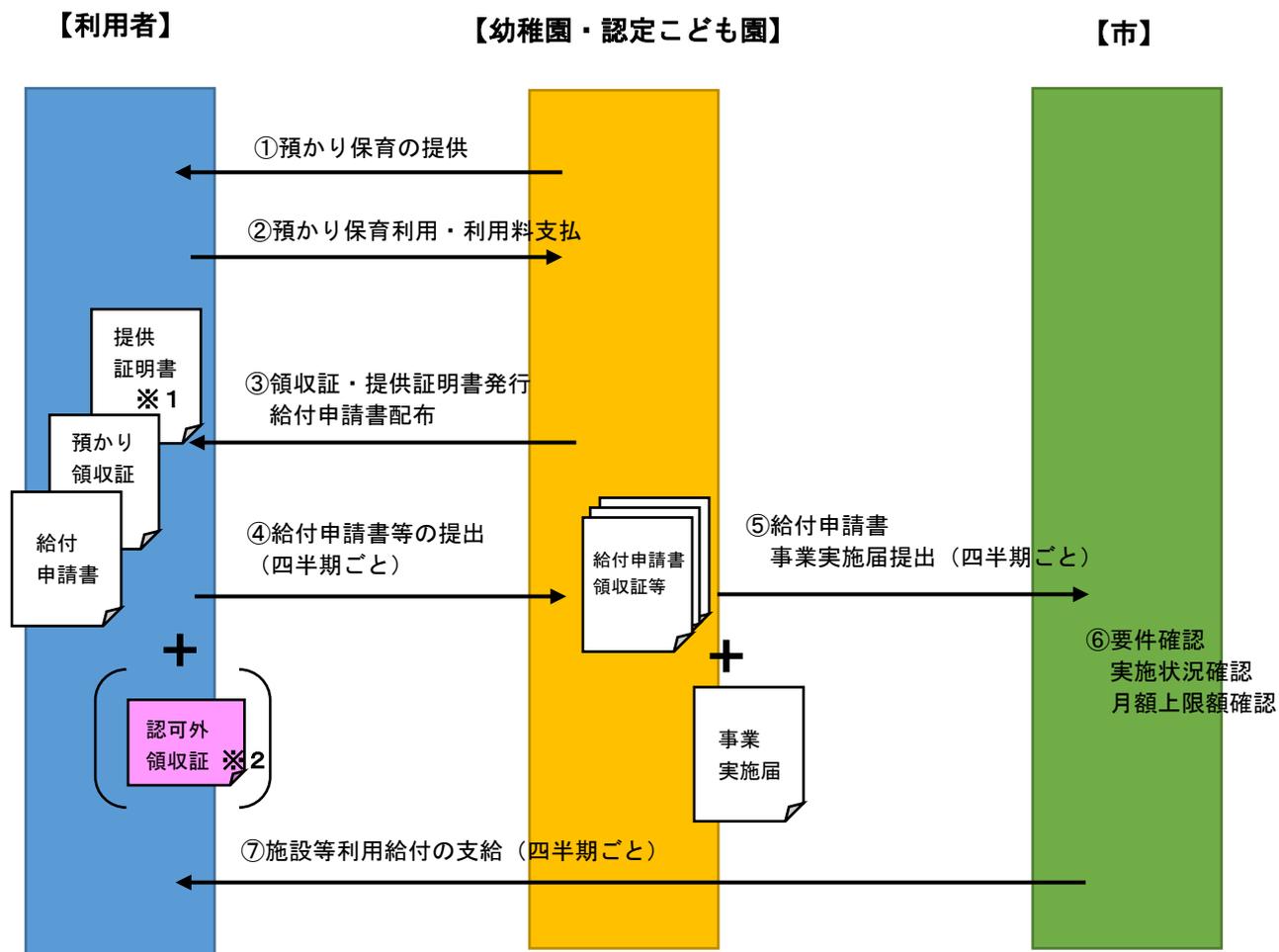


※ 【月 48～64H 未満の就労等の要件確認】

現在、市型預かり保育の利用要件のうち、月 48～64H 未満の就労等の方については、市の保育の必要性の認定基準を満たしていないため「求職中、認定期間 3 か月」の認定となります。

月 48～64H 未満の就労等の方が市型預かり保育を利用する場合は、引き続き就業(予定)証明書等での要件確認を園にてお願いいたします。

エ 市型預かり保育以外の預かり保育



※1 子ども・子育て支援提供証明書

領収証と合わせ、子ども・子育て支援（預かり保育）を提供した日及び時間帯、支援の内容、費用の額等を記載した、子ども・子育て支援提供証明書を保護者に交付する必要があります。
なるべく簡易な方法で行えるよう、今後、様式等のひな型を作成し、お示しする予定です。

※2 認可外保育施設等の領収証

実施されている預かり保育が一定の基準（開所時間が1日8H、年間200日）未満の場合、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となるため、保護者から認可外保育施設等の領収書も含めて給付申請書が提出されることがあります。

(7) スケジュール (予定)

	幼稚園・ 認定こども園	市・区	保護者
6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">説明会 (18日)</div> 認定申請書等施設配布 ←	
	認定申請書等保護者配布 →		
7月	認定申請書等とりまとめ ←	認定申請書等回収	認定申請書等提出
8月		審査・入力	
9月		認定通知書送付 →	預かり保育利用者は認定通知書を園に提示
		←	
10月	【私学助成園】 請求書・名簿等提出 ←	【施設型給付園】 通常の運営費と無償化分と合わせて給付 (毎月) ←	【施設型給付園】 利用料0円 【私学助成園】 保育料から 上限 25,700円を差し引いた 金額を園に支払
		【私学助成園】 無償化分の給付 (半年分概算払い)	
11月			
12月	【市型預かり以外の預かり保育】 給付申請書等配布 ←	給付申請書等施設配布	
			→
1月	【市型預かり以外の預かり保育】 保護者から提出された給付申請書等と実績報告書を合わせて市に提出 →		【市型預かり以外の預かり保育】 領収証等と合わせて給付申請書を園に提出
2月		無償化給付の審査、保護者への支払い →	
3月			

無償化実施

2 副食材料費の免除について

副食材料費の詳細については、現在も国で検討が進められているところであり、現時点で国から示されている内容についてお伝えさせていただきます。

今後、国から詳細が示され次第、改めてお知らせいたします。

(1) 対象者

幼児教育・保育の無償化にあたっては、実費として徴収される費用は保護者が負担するものとして、無償化の対象外となることとなりました。これにともない、2号認定子どもについては新たに施設における副食材料費（以下、副食費という。）の徴収が始まりますが、利用料の無償化と合わせて負担が増える世帯が生じないように、副食費の免除制度が設けられることになりました。また、公平性の観点から、この免除制度は1号認定子どもにも適用されます。

免除対象者は下記のとおりです。

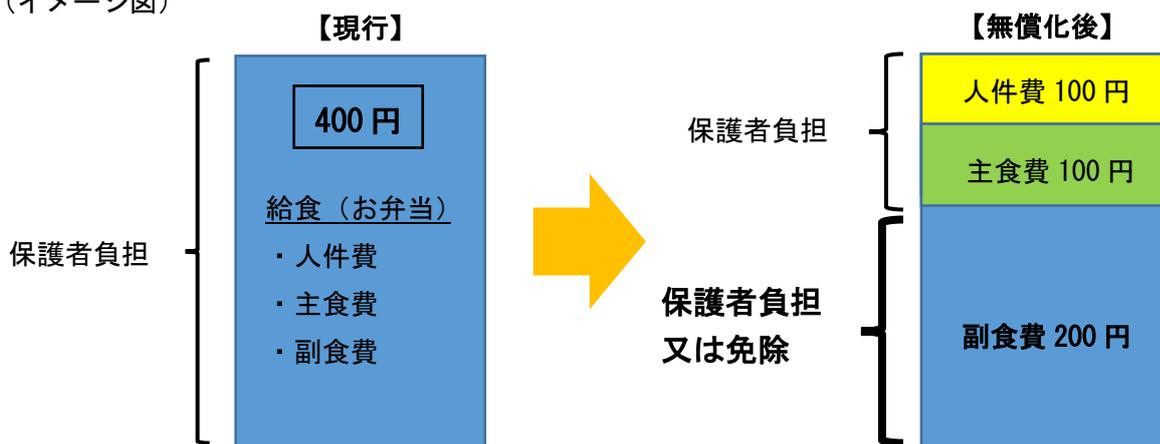
副食費の免除対象者

- ・ 年収 360 万円未満相当の世帯の子ども
 - ・ 全所得階層の第3子（※）以降の子ども
- ※小学校3年生から数えて

(2) 副食費の考え方

副食費は、主食（ごはん・パン）以外の食材料費（おかず・おやつ・牛乳等）であり、人件費、設備費等は含みません。副食費の免除制度に伴い、給食費にかかる副食材料費の内訳が必要となります。

(イメージ図)



【副食費相当額の算定方法】

- ・ 実際に要した副食費相当額を算出することが原則となります（各施設に係る「1食当たり副食費相当額」を算出の上、当該利用者に係る給食の提供を受けた日数を乗じて算出した額）。
- ・ 「1食当たり副食費相当額」の算出困難な場合（外部搬入業者が「副食費相当額」を提示できない場合等）に限り、例外的に、便宜的な算出方法を用いることができます。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法の可否
自園調理 （食材自己購入）	各園で算出した「1食当たり副食費相当額」× 給食日数	不可
自園調理 （食材外部搬入）	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可
外部搬入	外部搬入業者に依頼して算出した「1食当たり副食費相当額」 × 給食日数	例外的に 便宜的な算出方法も可

【「1日当たり副食相当額」の便宜的な算出方法】

- ① 園における1食当たり給食費×「給食費に占める副食費相当額の平均的な割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。）
- ② 園における1食当たり食材料費相当額×「食材料費に占める副食費の割合」（市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。）
- ③ 一律 220 円※ 給付上限月額（4,500 円）／1号認定子ども通園日数（20 日）≒ 日額平均（220 円）

（3）給付方法

ア 施設型給付園・認定こども園

副食費の免除分の支給については、施設型給付園・認定こども園は公定価格による加算で実施します。加算額は各施設における設定金額にかかわらず、下記の単価のとおり、居住地市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて計算し、支給します。

- ① 1号認定こども…月額 4,500 円 ×（当該月における給食実施日数÷基準日数）
※給食実施日数は、子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限ります
※基準日数については、現在国で検討中です
- ② 2号認定こども…月額 4,500 円

イ 私学助成園等

私学助成園等の利用者についても、認定こども園・施設型給付園・保育所の利用者との公平性の観点から、「実費徴収に係る補足給付事業」が実施されることとなりました。10月分からの副食費が対象となりますので、副食費の内訳を示した領収書の発行や、給食実施状況の記録等についてご協力をお願い致します。

詳細については実施方法が決まり次第、各園及び保護者のみなさまに通知いたします。

- ・ 免除対象者：（1）と同様。
- ・ 対象及び免除額：各施設で給食費として実費徴収している費用のうち、月額 4,500 円を上限として「副食費相当分」が対象。
- ・ 事業の対象：私学助成園等において給食を実施している場合で、給食の実施方法は問いません。（外部搬入も対象）

3 確認申請について

(1) 「確認」の概要

幼児教育・保育の無償化において、各市町村が無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となることや対象施設等に求める基準を満たしていることを把握するとともに、「確認」を行った施設について公示を行います。

事務にあたっては、各事業法に基づく認可・届出等に係る所轄庁において、適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提として取り組むこととされています。

なお、確認を行っていない園を利用した保護者に対して、無償化に係る給付を行うことはできません。

(2) 預かり保育部分に係る「確認」の内容

ア 基準を満たしていることの確認

ご提出いただいた書面により、子ども・子育て支援法施行規則第1条の2に規定される基準を満たしているかを確認します。

【配置基準】

3歳児 20:1、4・5歳児 30:1（預かり保育園児数/処遇を行う職員数）

【職員要件】

・配置基準上必要になる担当職員の2分の1以上（当分の間3分の1以上）を保育士、幼稚園教諭免許状所有者とすること。

・担当職員について、預かり保育に従事している間は、専ら当該事業に従事すること。

【教育内容】

幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に準じて行うこと。

【設備】

食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

イ 預かり保育の実施時間の確認

ご提出いただいた書面により、預かり保育の実施時間を確認します。一定の基準（教育時間を含めた実施時間が平日8時間かつ年間200日）未満である場合は、当該園の利用者が認可外保育施設等を併用した場合の利用料も無償化の対象となります。

【注意事項】

- ① 預かり保育事業の実施時間の多寡により、無償化の確認に不利益が生じることはありません。
- ② 認可外保育施設等を併用した場合も、無償化に係る上限額は預かり保育分と合わせて1.13万円となります。

※預かり保育を実施していない私学助成園についても、確認申請書の提出が必要です。

(3) 提出書類について

ア 施設型給付園（幼稚園・認定こども園）

	提出書類
預かり保育なし	なし (新制度移行時に確認を行っているため)
預かり保育あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式 1、別紙 2） ・ 定款、寄附行為※1 ・ 登記事項証明書※1 ・ 学校教育法等による認可を証する書類の写し※1 ・ 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの） ・ 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）※2 ・ 料金表及び利用案内・パンフレット※3

※1 新制度移行時に確認を行っているため、省略可。

※2 県又は市に提出済みの場合は省略可

※3 市型預かり保育分は省略可

イ 私学助成園

	提出書類
預かり保育なし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式 1） ※定款、寄附行為、登記事項証明書は省略可 ・ 学校教育法等による認可を証する書類の写し
預かり保育あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式 1、別紙 2） ・ 定款、寄附行為※1 ・ 登記事項証明書 ・ 学校教育法等による認可を証する書類の写し ・ 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの） ・ 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）※2 ・ 料金表及び利用案内・パンフレット※3

※1 園の HP 等で閲覧可能な場合は省略可

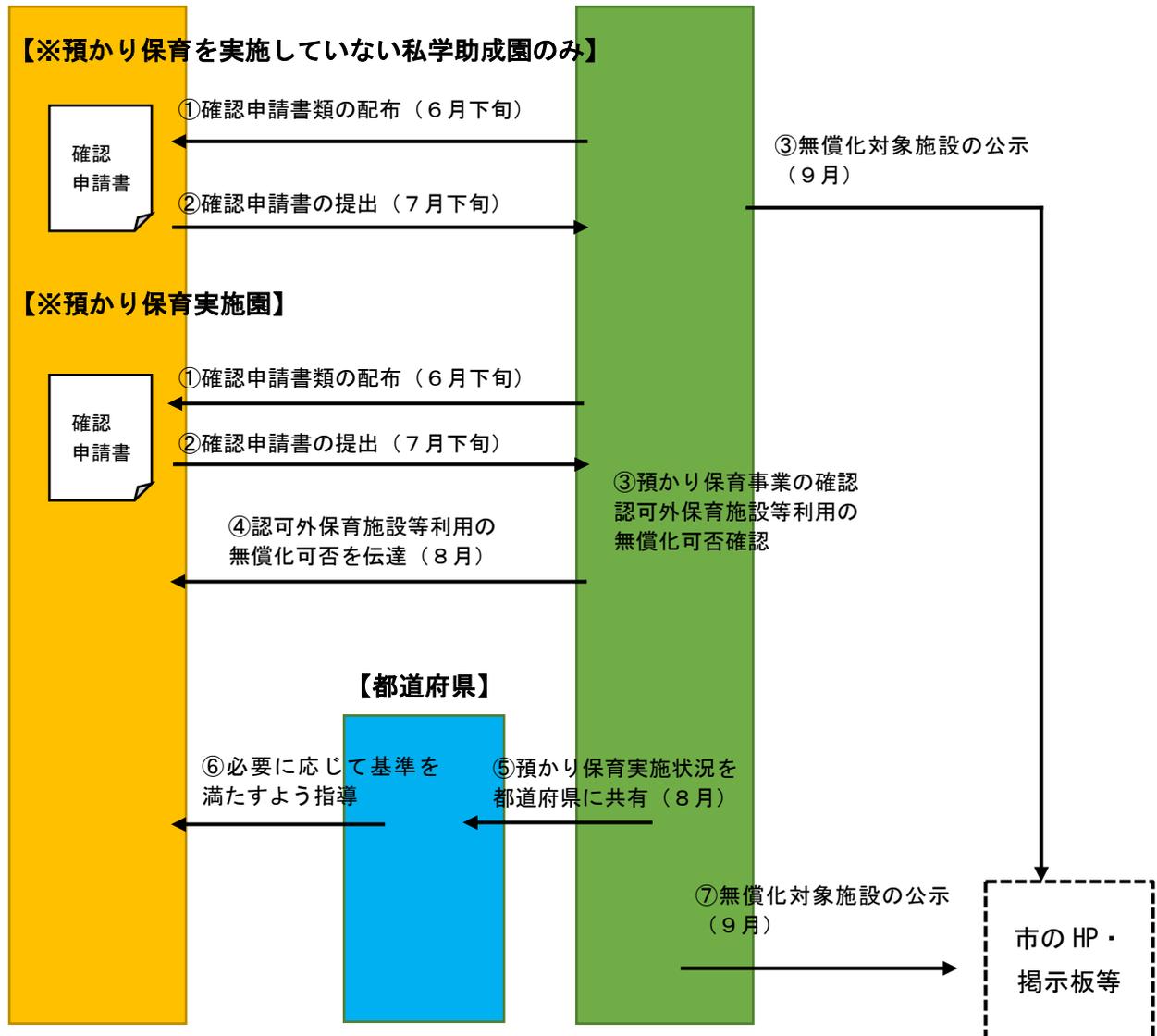
※2 県又は市に提出済みの場合は省略可

※3 市型預かり保育分は省略可

(4) 「確認」事務フロー

【幼稚園・認定こども園】

【市】



【市のHP・掲示板等に掲載する内容】

- ・園名、所在地、確認年月日、施設種類
- ・預かり保育実施時間が一定の基準（平日8時間かつ年間200日）を満たすか否か

(案)

第1号様式

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

横浜市長

申請者所在地 _____

施設名
(または氏名) _____

職名・代表者名 _____ 印

子ども・子育て支援法第30条の11の規定による確認を受けたいので、同法第58条の2に基づき以下のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者に関する事項

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 (<input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人) (<input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人) <input type="checkbox"/> 法人以外 (<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体)			
設置者・事業者名※	〒 _____			
設置者・事業者の主たる事務所の所在地	TEL : _____ メールアドレス : _____			
代表者	職名	フリガナ	_____	
		氏名	_____	
	住所	生年月日	昭和 平成	年 月 日

※ 設置者又は経営者が株式会社、各種法人、任意団体の場合は、社名、法人名、団体名を記入してください。

2 確認を受けようとする施設・事業に関する事項

施設・事業の種類	<input type="checkbox"/> 私学助成幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 (横浜保育室も含む) <input type="checkbox"/> 預かり保育事業 (在園児を対象) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 (在園児以外を対象) <input type="checkbox"/> 病児保育事業
事業開始(予定)年月日	年 月 日

【裏面も記入して下さい】

3 食事に関する事項 (幼稚園の場合は、教育部分のみ記入してください)

有 (有の場合は、以下も記入してください。)

[提供内容] 給食(自園調理) 弁当(外部搬入)

[料金] 1食あたり()円 月あたり()円 その他()円

無

4 役員の氏名、生年月日及び住所の一覧

氏名	生年月日 (和暦)	住所

※上記の表に収まらない場合、欄外に記載するか、別途書類を添付して下さい

5 誓約書

誓約書

横浜市長

私は、以下の事項を誓約いたします

記

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しません。

以上

年 月 日

所在地 _____

施設名
(または氏名) _____

職名・代表者名 _____ 印

【参考】子ども・子育て支援法第58条の10第2項(抜粋)

前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない

(添付書類)

- 設置者又は申請者の定款、寄附行為
※インターネットで閲覧可能な場合は省略可能です。省略する場合は下の四角にチェックをしてください。
(設置者又は申請者の定款、寄附行為はインターネットで閲覧可能なので提出を省略します)
- 登記事項証明書

(案)

(別紙2 預かり保育事業)

1 事業所に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部		
事業の種類別	<input type="checkbox"/> 横浜市私立幼稚園等預かり保育補助事業（市型預かり保育） <input type="checkbox"/> 横浜市私立幼稚園等一時預かり保育補助事業 <input type="checkbox"/> 私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業（県による助成） <input type="checkbox"/> 公的支援を受けていない自主事業		
	<input type="checkbox"/> 横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業（2～4の記載は不要）		
園名			
園の所在地	〒 — —		
	TEL : — — メールアドレス :		
事業の管理者 (園長等)	職名	フリガナ	
		氏名	
	住所	生年月日	昭和 平成 年 月 日

2 運営に関する事項

預かり保育事業の利用見込数及び職員配置計画（1日あたり）

（市型預かり保育等を含めた園で実施している預かり保育事業全体の利用見込数を記載してください）

	預かり保育 利用見込数	配置職員数		(参考) 在籍園児数
			うち 有資格者 数	
平日 (登園前)	3歳児(満3歳児を含む)	—	—	人
	4・5歳児	—	—	人
	合計			人
平日 (降園後)	3歳児(満3歳児を含む)	—	—	/
	4・5歳児	—	—	
	合計			
長期 休業中	3歳児(満3歳児を含む)	—	—	
	4・5歳児	—	—	
	合計			
土日 祝日	3歳児(満3歳児を含む)	—	—	
	4・5歳児	—	—	
	合計			

※配置職員数には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。

※有資格者数は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

(案)

3 事業の実施状況

(1) 預かり保育事業の実施時間（複数の事業を実施している場合は、最長の時間を記入してください）

平日	曜日	朝	夕
		～	～
		～	～
		～	～

長期休業日	曜日	預かり時間
		～
		～
	土	～

土・日・祝	曜日	預かり時間
		～
		～
		～

(2) 預かり保育事業の年間実施日数

	平日	長期休業日	土・日・祝	合計
年間実施日数				

(3) 預かり保育事業実施時間中の食事・おやつ提供の有無等

- 食事・おやつ提供の有無 有 無
 →（提供有の場合）加熱、保存等の調理機能を有する設備の必要性の有無 有 無
 →（必要性有の場合）加熱、保存等の調理機能を有する設備の有無 有 無

4 利用料金（市型預かり保育分は記載不要）

預かり保育事業の料金（複数の事業を実施している場合は、事業ごとに記入してください）

※食事代、おやつ代その他費用を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、それを除いた金額を記入してください。
 ※年齢や時間帯等により料金が異なる場合には、最大の額を記入してください。

事業名：	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
土・日・祝				

食事代及びおやつ代

事業名：	1回	月極
食事代		
おやつ代		

（複数の預かり保育を実施している場合に記入してください）

事業名：	1時間	1回	月極	その他
平日				
長期休業中				
土・日・祝				

事業名：	1回	月極
食事代		
おやつ代		

（添付書類）

- 認定こども園…認定こども園法第17条第1項の規定による認可又は認定こども園法第3条第1項若しくは第3項の規定による認定を受けたことを証する書類の写し
 幼稚園、特別支援学校…学校教育法第4条第1項による認可を受けたことを証する書類の写し
 - 預かり保育事業に従事する担当職員の名簿（職員の氏名及び資格・研修修了の有無がわかるもの）
 - 施設の図面（預かり保育の実施場所を明示したもの）
- ※ 認可権者（県又は市）に提出済みの場合は省略可
- 料金表及び利用案内・パンフレット（市型預かり保育分は省略可）

4 認定申請書等の配付について

施設型給付園

令和元年6月吉日

各幼稚園・認定こども園 園長各位

横浜市こども青少年局

園児の給付認定申請書等の提出に係るご協力について（依頼）

平素より横浜市の保育・教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

幼児教育・保育の無償化に係る、幼稚園・認定こども園の利用に関する給付を受けるためには、保護者が施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）を受ける必要がありますが、横浜市では保護者提出の認定申請書等について、各園を経由して回収させていただきたく存じます。

つきましては、大変恐縮ですが以下の内容についてご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

1 送付物

(1) 保護者向け配付書類一式

ア 令和元年度 横浜市幼稚園利用案内（施設型給付園）	1部	} 利用案内に挟み込まれています。
イ 給付認定申請書 兼 認定内容確認票（A票）	1枚	
ウ 利用施設届出書（C票）	1枚	
エ マイナンバー記入用紙（D票）	1枚	
オ 就業（予定）証明書	2枚	
カ 提出書類確認票	1枚	
キ 宛先ご記入のお願い	1枚	
ク 保護者向け案内チラシ	1枚	

(2) 申請用封筒（クリーム色）

(3) 園児の給付認定申請書等の提出に係るご協力について（この依頼文）

(4) 提出者名簿（白紙）

2 依頼内容

(1) 書類一式の配付

書類一式を、預かり保育を利用される保護者の皆様配布してください。申請内容により書類の準備が必要となる場合がありますので、可能な限り速やかに配付していただきますようお願いいたします。

なお、配付の際は以下の項目について保護者の皆様にご案内くださいますよう、お願いいたします。

【保護者の方への案内事項】

- ① 必ず封をして園に提出すること。
- ② 封筒の表面に必要事項を必ず記入すること。
- ③ 提出期限に間に合わない場合は、園のある区のこども家庭支援課に直接提出すること。

(2) 申請書等の回収

申請書等が封入された申請用封筒の回収をお願いいたします。

ア 園にて取りまとめていただいた申請用封筒は、7月16日（火）～7月19日（金）の間に横浜市が委託した事業者が回収に伺います。保護者の皆様が園に提出する締切日は、横浜市が一律に設定するものではありませんが、書類の準備や作成に要する期間を確保するため、7月10日（水）頃を目安に設定していただければと存じます。なお、締切日を極端に早い期日とすることはお控えください。

イ 申請書等はマイナンバーの記載された書類や身元確認書類等の個人情報が含まれています。申請書等提出の際は必ず保護者に封筒の封をさせ、園では絶対に開封しないでください。

※ マイナンバー書類は密封されている限り、各園の皆様がマイナンバーの確認や処理をすることはありません。ただし、開封した場合、番号法の「個人番号関係事務実施者」に該当してしまう可能性があります。

<参考> 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ第17.2版 No.425

問 「保護者からの支給認定について、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、事業者は必ず「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）における「個人番号関係事務実施者」に該当し、申請者に対する本人確認を行わなければならないことになるのですか。」

答 「事業者を経由して市町村へ申請を行う場合であっても、個人番号が記載された申請書類等を密封した（施設等で確認等を行わない）まま市町村に提出する場合には、当該事業者は、番号法における「個人番号関係事務実務者」に該当せず、本人確認を行う必要はありません。（以下、略）」

(3) 回収後の作業等

申請書類を提出した児童について、「提出者名簿」の作成をお願いいたします。

また、配付時に使用したナイロン製の青色の袋を回収時も使用します（園名札を含む。）ので、青色の袋に以下の書類を入れて、事業者への書類引き渡しのご準備をお願いいたします。

ア 提出者名簿※

イ 各保護者から提出された申請用封筒一式

※ 提出者名簿については、「児童のカナ氏名」、「生年月日」、「当該児童分の申請書を提出したこと」が分かれば、既存の名簿を活用していただくなど、様式は問いません。

(4) 回収事業者への引き渡し

横浜市が委託した回収事業者（当該事務の委託を受けていることを示す書類を提示し、回収します。）に対して、書類を引き渡してください。その際、以下の事項についてご確認ください。

ア 回収事業者の作業員が専用回収袋に結束バンドにて封をするのを確認してください。

イ 回収事業者が提示する書類回収表の確認欄に、印又はサインをお願いします。

3 その他

申請書等に記載されている内容は個人情報となります。

また、回収した申請用封筒を開封することは個人情報の漏えいにあたります。

取扱いにはくれぐれもご注意ください、他用はお控えください。

お問合せ先

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

045-671-3710（担当：佐藤、川上）

各幼稚園 園長各位

私学助成園

横浜市こども青少年局

園児の給付認定申請書等の提出に係るご協力について（依頼）

平素より横浜市の保育・教育行政にご協力いただき、ありがとうございます。

幼児教育・保育の無償化に係る、幼稚園の利用に関する給付を受けるためには、保護者が施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）を受ける必要がありますが、横浜市では保護者提出の認定申請書等について、各園を経由して回収させていただきたく存じます。

つきましては、大変恐縮ですが以下の内容についてご確認いただき、ご対応をお願いいたします。

1 送付物

(1) 保護者向け配付書類一式

ア 令和元年度 横浜市幼稚園利用案内（私学助成園等）	1部	} 利用案内に挟み込まれています。
イ 給付認定申請書 兼 認定内容確認票（A票）	1枚	
ウ 利用施設届出書（C票）	1枚	
エ マイナンバー記入用紙（D票）	1枚	
オ 就業（予定）証明書	2枚	
カ 提出書類確認票	1枚	
キ 宛先ご記入のお願い	1枚	
ク 保護者向け案内チラシ	1枚	

(2) 申請用封筒（青色）

(3) 園児の給付認定申請書等の提出に係るご協力について（この依頼文）

(4) 提出者名簿（白紙）

2 依頼内容

(1) 書類一式の配付

書類一式を、保護者の皆様に配布してください。申請内容により書類の準備が必要となる場合がありますので、可能な限り速やかに配付していただきますようお願いいたします。

なお、配付の際は以下の項目について保護者の皆様にご案内くださいますよう、お願いいたします。

【保護者の方への案内事項】

- ① 必ず封をして園に提出すること。
- ② 封筒の表面に必要事項を必ず記入すること。
- ③ 提出期限に間に合わない場合は、園のある区のこども家庭支援課に直接提出すること。

(2) 申請書等の回収

申請書等が封入された申請用封筒の回収をお願いいたします。

ア 園にて取りまとめていただいた申請用封筒は、7月16日(火)～7月19日(金)の間に横浜市が委託した事業者が回収に伺います。保護者の皆様が園に提出する締切日は、横浜市が一律に設定するものではありませんが、書類の準備や作成に要する期間を確保するため、7月10日(水)頃を目安に設定していただければと存じます。なお、締切日を極端に早い期日とすることはお控えください。

イ 申請書等はマイナンバーの記載された書類や身元確認書類等の個人情報が含まれています。申請書等提出の際は必ず保護者に封筒の封をさせ、園では絶対に開封しないでください。

※ マイナンバー書類は密封されている限り、各園の皆様がマイナンバーの確認や処理をすることはありません。ただし、開封した場合、番号法の「個人番号関係事務実施者」に該当してしまう可能性があります。

<参考> 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ第17.2版 No.425

問 「保護者からの支給認定について、事業者を経由して市町村に申請するという手続きを行っている場合には、事業者は必ず「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）における「個人番号関係事務実施者」に該当し、申請者に対する本人確認を行わなければならないことになるのですか。」

答 「事業者を経由して市町村へ申請を行う場合であっても、個人番号が記載された申請書類等を密封した（施設等で確認等を行わない）まま市町村に提出する場合には、当該事業者は、番号法における「個人番号関係事務実務者」に該当せず、本人確認を行う必要はありません。（以下、略）」

(3) 回収後の作業等

申請書類を提出した児童について、「提出者名簿」の作成をお願いいたします。

また、配付時に使用したナイロン製の青色の袋を回収時にも使用します（園名札を含む。）ので、青色の袋に以下の書類を入れて、事業者への書類引き渡しのご準備をお願いいたします。

ア 提出者名簿*

イ 各保護者から提出された申請用封筒一式

※ 提出者名簿については、「児童のカナ氏名」、「生年月日」、「当該児童分の申請書を提出したこと」が分かれば、既存の名簿を活用していただくなど、様式は問いません。

例：・園にて保有の在園児データに、提出状況を追記し作成

・就園奨励補助金在園児名簿の備考欄にカナ氏名と提出状況を追記し作成 等

(4) 回収事業者への引き渡し

横浜市が委託した回収事業者（当該事務の委託を受けていることを示す書類を提示し、回収します。）に対して、書類を引き渡してください。その際、以下の事項についてご確認ください。

ア 回収事業者の作業員が専用回収袋に結束バンドにて封をするのを確認してください。

イ 回収事業者が提示する書類回収表の確認欄に、印又はサインをお願いします。

3 その他

申請書等に記載されている内容は個人情報となります。

また、回収した申請用封筒を開封することは個人情報の漏えいにあたります。

取扱いにはくれぐれもご注意ください、他用はお控えください。

お問合せ先

横浜市子ども青少年局保育・教育運営課

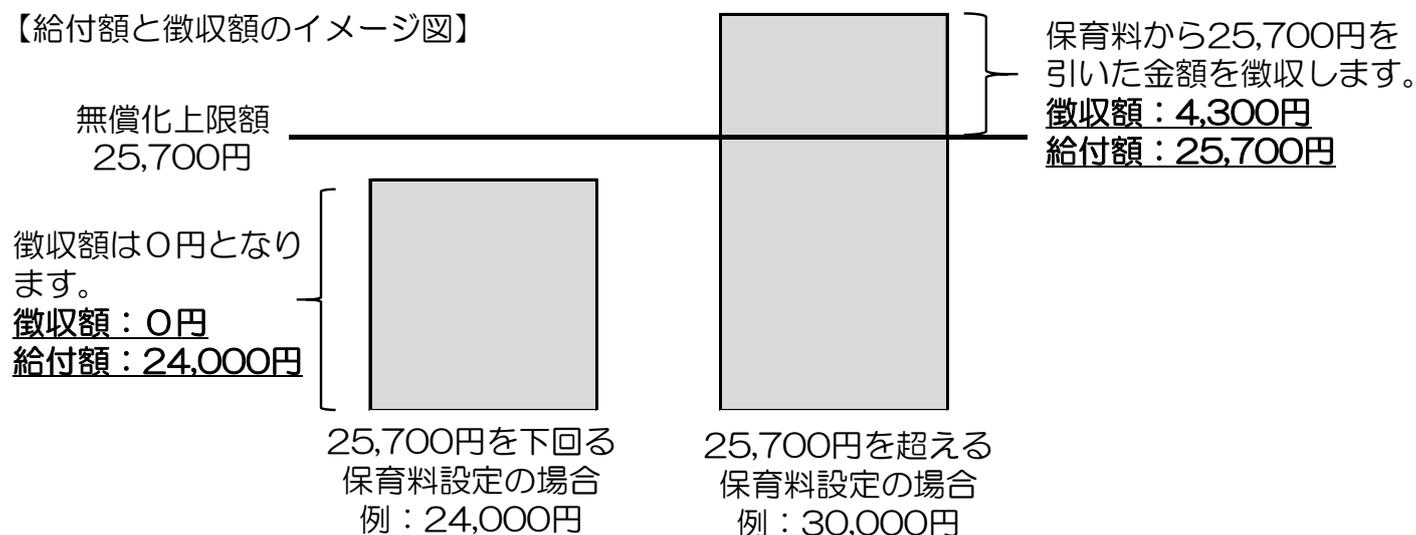
045-671-3710（担当：佐藤、川上）

5 施設等利用費の請求等について

(1) 保護者から徴収する金額と給付額の算出

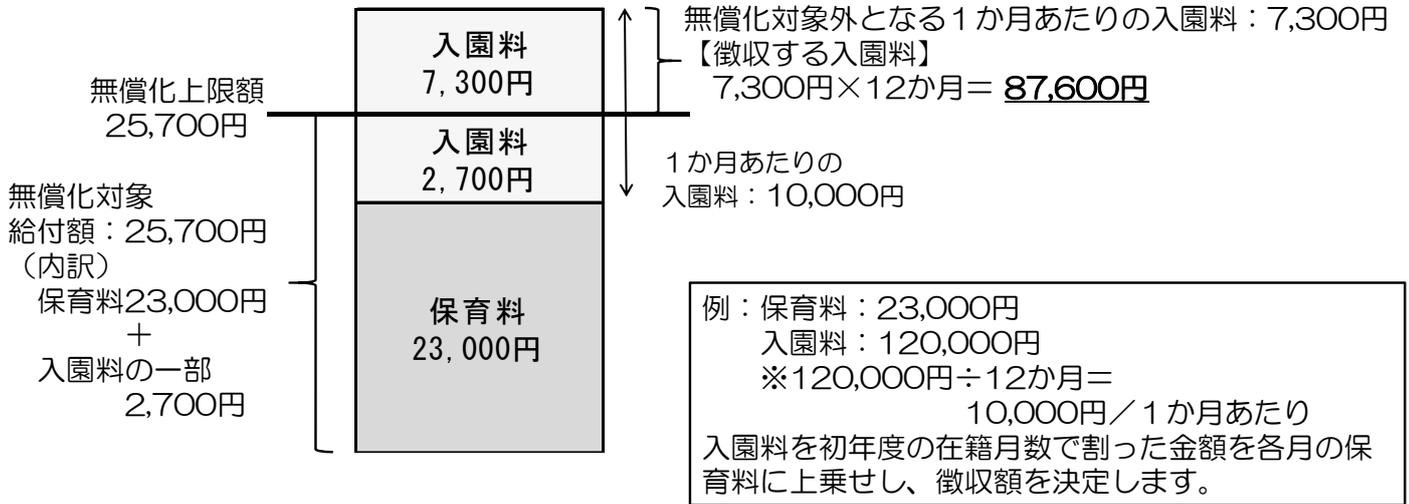
- 施設等利用費の支給方法：幼稚園における代理受領
- 支給限度額：月額25,700円
- 対象となる費用：保育料・入園料（通園バス代・給食費・行事費等は除く）

【給付額と徴収額のイメージ図】



- 無償化上限額を下回る保育料設定の園：入園料も無償化の対象
(月額保育料が25,700円を下回る場合)

【入園料を含む場合の給付額と徴収額のイメージ図】



- 月途中の入園・市内転入・退園・市外転出の場合

月途中で入・退園および市外転出・市内転入した場合の給付費：日割り計算

- ・月途中で退園および市外転出の場合：給付額 × 退園（転出）日までの開園日数 ÷ 20日
- ・月途中で入園および市内転入の場合：給付額 × 入園（転入）日以降の開園日数 ÷ 20日

- 徴収額・日割り計算を支援するツールを用意しています。ご活用ください。

徴収額計算シート（★印の欄を入力してください）

1か月の保育料(通園バス代、給食費、行事費等は除く)

★ 円

今年度の入園料 円 → 1か月換算した入園料(自動計算) 円

今年度の在籍月数(月途中での入退園および市内転入、市外転出の場合は、その月を含めた月数)

★ か月 (退園予定がなければ、「12」と入力してください)

↓

1か月あたりの給付額 円 1か月あたりの保育料徴収額 円 入園料徴収額 円

(2) 令和元年度の請求事務のスケジュール（保護者が認定決定通知書受領後～）

時期	項目	説明
9月	施設・利用者一覧の確認	区役所から送付された「施設・事業利用者一覧」に横浜市在住の在園児が載っているかを確認します。
9月	利用者の報告（園から区へ）	「施設・事業利用者一覧」を加除修正し、園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
9月	請求書の提出（園から局へ）	「施設等利用費請求書（仮称）」および「請求金額内訳書（仮称）」をこども青少年局子育て支援課へ提出します。
10月	利用費の受領	請求内容を審査後、施設等利用費を横浜市からお支払します。
毎月	在園児名簿の提出（園から局へ）	在園児名簿をこども青少年局子育て支援課へ提出します。 （毎月の在園状況を翌月提出していただく予定です）
随時	再請求、戻入の報告（園から局へ）	入園・退園・市内転入・市外転出の園児について、こども青少年局子育て支援課へ報告してください。再請求または戻入をしていただきます。

(3) 令和2年度以降の請求事務のスケジュール（保護者が認定決定通知書受領後～）

時期	項目	説明
1月	施設・利用者一覧の確認	区役所から送付された「施設・事業利用者一覧」に横浜市在住の新入園児が載っているかを確認します。
2月	利用者の報告（園から区へ）	「施設・事業利用者一覧」を加除修正し、園所在区役所こども家庭支援課に提出します。
4月 9月	請求書の提出（園から局へ）	「施設等利用費請求書（仮称）」および「請求金額内訳書（仮称）」をこども青少年局子育て支援課へ提出します。
5月 10月	利用費の受領	請求内容を審査後、施設等利用費を横浜市からお支払します。
毎月	在園児名簿の提出（園から局へ）	在園児名簿をこども青少年局子育て支援課へ提出します。 （毎月の在園状況を翌月提出していただく予定です）
随時	再請求、戻入の報告（園から局へ）	入園・退園・市内転入・市外転出の園児について、こども青少年局子育て支援課へ報告してください。再請求または戻入をしていただきます。

(4) 請求事務に関する注意事項および依頼事項

- 施設等利用給付認定を受けていない児童は、無償化の対象となりません。
申請日（区役所が書類を受理した日）より遡って認定することができないため、
必ず利用開始前に認定申請が必要です。
- 市外に居住する児童分の施設等利用費は、その児童について認定をした市区町村に請求します。
- 請求事務に関する通知および提出書類を電子化していきます。
e-mailでの対応が可能な場合は、データでやり取りをさせていただきます。
在園児名簿等の提出書類も、エクセル、ワード等のソフトを活用します。
対応可能でしたら、データでのご提出をお願いいたします。
- 本日の説明内容は、今後変更が生じる場合があります。
請求書等の提出依頼を送付する時には、別途事務取扱説明書をご案内いたします。

施設等利用費請求書

横浜市長

法人所在地

法人名

法人代表職氏名

印

園名

私（請求者）は、特定子ども・子育て支援提供者として、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 第 3 項の規定に基づき、横浜市に居住している施設等利用給付認定保護者に代わり、施設等利用費を下記のとおり申請します。

なお、施設等利用費の審査及び支払にあたり、次の事項に同意します。

1. 実際の利用状況等について横浜市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
2. 利用料の請求及び支払い状況を横浜市が施設等利用給付認定保護者に確認すること。
3. 横浜市の要請及び質問等に対応すること。

1 請求金額

¥

2 請求対象期間

年 月分から 年 月分 (か月分)

3 振込先口座

銀行名	
支店名	
口座の種別	
口座番号	
口座名義人 (カナ)	

本件振込については上記名義人宛振込願います。

法人名

法人代表者職氏名

印

4 添付書類

施設等利用費請求金額内訳書（第 号様式）

6 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業 (市型預かり保育)について

(1) 利用について

- ・市型預かり保育を無償化の対象として利用する場合には、利用開始前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。
※申請日(区役所が書類を受理した日)から遡って認定することはできません。
- ・利用は、保護者が保育を必要とする場合(就労、出産、病気・けが、介護、災害の復旧、求職、通学等)です。
※「保育の必要性の認定」については利用案内を参照してください。

ア 保育の必要性の認定

- ・ 横浜市が保育の必要性を審査し、認定します。
- ・ 園は、利用者から「認定決定通知書」の提示を求め、認定事由・有効期間等の確認をお願いします。

※月64時間未満の就労等の要件の方については、市の保育の必要性の認定基準を満たしていないため、「求職中、有効期間3か月」の認定となります。

※認定が「求職中・有効期間3か月」となっている場合

保護者が1日4時間以上かつ月12日以上の就労・介護・通学等の要件がある場合、有効期間に関わらず、市型預かり保育の利用が可能です。

保護者に、認定申請の際に提出した保育を必要とすることを証明する書類の写しを求め、要件を満たしているか確認をお願いします。

確認ができた場合は、最長年度末までの利用継続が可能となります。

イ 「就業(予定)証明書」

新たな認定の開始に伴い、保護者が就労の状況を証明する際に使用していた市型預かり保育の雇用証明書は、

「就業(予定)証明書」に変更します。

※従来の市型預かり保育の雇用証明書は9月末で廃止します。

※無償化前6～9月に市型預かり保育を新規で利用する場合は、「就業(予定)証明書」の写しでの対応が可能です。

(2) 施設等利用費（利用料分）等に係る請求について

ア 施設型給付園の場合

施設型給付園

対象園児	無償化対象	施設等使用費(利用料分)	運営費補助
3歳児～5歳児 クラス	○	無償化前と同様に、 請求明細作成ソフトで保育・教育運営課に請求 (毎月)	
満3歳児	×	階層区分を別途算定して、 市民税額に応じた利用料を 保護者から徴収	こども青少年局子育て支援課 に請求※
市民税非課税 満3歳児 (施設等利用給付認定3号)	○	施設等利用費及び運営費補助を、 こども青少年局子育て支援課に請求	

※満3歳児の請求方法・支払い時期については別途お知らせします。
請求明細ソフトでの請求は行わないようご注意ください。

※月次状況報告の変更点

【現行】

利用した園児の名前やきょうだい区分等を報告(毎月)



【無償化後】

無償化前の報告内容に加え、園児ごとの市型預かり保育の利用日数を報告(毎月)

※無償化となるため、階層区分の記入は不要となります。

(案)

年度
横浜市特定教育・保育施設(幼稚園・認定こども園)預かり
在園児名簿(月極め分 月分)
施設名: _____

新たに利用日数の
記入をお願いします。

新規 継続	クラス 年齢	園児氏名 (生年月日)	住所	保護者氏名	要件 区分	階層 区分	きょう だい 区分	利用 日数	64 48	備考
		(H . .)								
		(H . .)								
		(H . .)								
		(H . .)								
		(H . .)								

階層区分の記入は
不要です。

※今後、変更となる可能性があります。

イ 私学助成園等の場合

私学助成園等

対象園児	無償化対象	施設等利用費(利用料分)	運営費補助
3歳児～5歳児 クラス	○	施設等利用費および運営費補助を、 こども青少年局子育て支援課に請求(四半期ごと)	
満3歳児	×	利用料上限9,000円として園が 利用料を決定して、 保護者から徴収	こども青少年局子育て支援課に請求 (四半期ごと)
市民税非課税世帯の 満3歳児 (施設等利用給付認定3号)	○	施設等利用費及び運営費補助を、 こども青少年局子育て支援課に請求(四半期ごと)	

私学助成園等

※実績報告の変更点

【現行】

各月の市型預かり保育を利用した園児の氏名や該当区分等を報告(四半期ごと)



【無償化後】

無償化前の報告内容に加え、各月の園児毎の市型預かり保育の利用日数を報告(四半期ごと)

(案)

私学助成園等

年度
横浜市私立幼稚園等預かり保育事業補助金
在園児名簿 (月極め)

園名:

学年	組	園児氏名 (生年月日)	保護者氏名	住所	該当 区分	64 /48	新規・ 継続	月極め対象期間			備考
								月	月	月	
幼稚園 名:	幼稚園 名:	(. .)					新規・継続	利用 日数	利用 日数	利用 日数	
幼稚園 名:	幼稚園 名:	(. .)					・継続				
幼稚園 名:	幼稚園 名:	(. .)					・継続				
幼稚園 名:	幼稚園 名:	(. .)					・継続				
幼稚園 名:	幼稚園 名:	(. .)					新規・継続				

新たに利用日数の
記入をお願いします。

※今後、変更となる可能性があります。

(3) 請求事務スケジュール

	時期	提出書類
施設型給付園	毎月	月次状況報告書兼請求内訳書※
私学助成園等	四半期ごと (7月・10月・1月・4月)	交付申請書兼実績報告※

運営費補助金の請求時に施設等利用費も併せて請求していただきます。
※要綱改正に伴い、書類名は今後変更になる可能性があります。

(4) その他

事務担当者向け説明会について

【日程】

8月26日(月): 鶴見区、神奈川区、青葉区、港北区、緑区、都筑区

8月27日(火): 西区、中区、南区、旭区、保土ヶ谷区、瀬谷区

8月29日(木): 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区

【場所】

かながわようちえん会館

【時間】

15時から16時まで(予定)

【内容】(予定)

①請求事務の詳細、②認定決定通知書の確認内容、③利用方法について

※ ご都合の悪い場合には、参加可能な日程でご参加ください。

※ 7月初旬に説明会開催について通知いたします。

7 幼児教育・保育の無償化に関するFAQ

(1) 施設型給付園

No.	カテゴリー	Q	A
1	認定	無償化にかかる新しい認定申請書は、在園児すべてが提出しないとイケないのですか。	施設型給付園の在園児はすでに教育・保育給付認定の1号をもっているため、預かり保育を利用していない児童は認定申請を行う必要はありません。 預かり保育を利用している場合、施設等利用給付認定の申請が必要です。
2	認定	園の締切日までに必要な書類がそろわない場合、どうしたらいいですか。	そろっている書類のみを専用封筒に封入し、園への提出を依頼してください。提出が間に合わなかった書類については、後日、保護者から園のある区こども家庭支援課に提出するようご案内ください。
3	認定	保育の必要性の要件が無く、預かり保育を利用している保護者の場合、施設等利用給付認定の申請は必要ですか。	預かり保育を利用していても保育の必要性がない場合は、無償化の対象ではありませんので、施設等利用給付認定を申請する必要はありません。
4	認定	6月以降、9月までに新しく入園内定した方には、認定についてどのように案内すればいいですか。	これまで通り、保護者は利用開始までに教育・保育給付認定の1号認定を受ける必要があります。「【薄紫】平成31年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（1号認定）」を保護者にお渡しいただき、保護者が記入した認定申請書等を園から園のある区の区役所こども家庭支援課に提出してください。 その際、預かり保育を利用する場合、別途10月1日以降開始の施設等利用給付認定の2・3号認定を受ける必要があります。そのため、合わせて「【クリーム色】令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（施設型給付園）」を保護者にお渡しいただき、施設等利用給付認定の2・3号の申請をお願いします。 ※認定の有効期間は申請日（区役所が書類を受理した日）より前に遡ることはできませんので、利用日前に申請書を提出いただきますようお願いいたします。
5	認定	10月以降、新しく入園内定した方には、認定についてどのように案内すればいいですか。	「【クリーム色】令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（施設型給付園）」を保護者にお渡しいただき、保護者が記入した認定申請書等を園から施設園のある区の区役所こども家庭支援課に提出してください。 ※認定の有効期間は申請日（区役所が書類を受理した日）より前に遡ることはできませんので、利用日前に申請書を提出いただきますようお願いいたします。

No.	カテゴリー	Q	A
6	認定	6月以降、新入園児に認定申請書等を案内した際、就業証明書等の準備が間に合わず提出できないと言われてたらどうしたらいいですか。	給付認定申請書(A)、利用施設届出書(C)等、記入できる書類のみ準備していただき、園から園のある区の区役所こども家庭支援課に利用日前までに提出してください。提出が間に合わなかった書類については、後日、保護者から園のある区こども家庭支援課に提出するようご案内ください。 なお、本市から指定する期限までに不足書類の提出がなかった場合、認定内容に影響が出る可能性がございますので、ご注意ください。
7	認定	就労状況、住所等、認定内容に変更がある場合はどのような取扱いになりますか。	転職や退職、勤務時間の変更等、生活状況に変更があった場合は、認定変更の申請が必要です。提出書類をご準備いただき、保護者から園のある区の区役所こども家庭支援課に、直接提出するようご案内ください。 ※参照「令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（施設型給付園）」12p
8	認定	市外在住の児童についてはどのような取扱いになりますか。	市外在住の児童も住んでいる市町村で同様に幼児教育・保育無償化にかかる認定・給付が行われます。認定や給付方法については各市町村にお問い合わせください。
9	確認	確認申請について、新制度移行時の「確認」の際に定款等を提出していますが、これらの書類を省略することはできますか。	新制度移行園についてはすでに提出済みの書類もありますので、下記の書類については省略可能です。 ・学校教育法等による認可を証する書類の写し ・定款、寄付行為 ・登記事項証明書 ・施設の図面
10	預かり保育	預かり保育を時々利用している（定期利用ではない）場合、無償化の対象となりますか。	定期利用ではない場合であっても、保護者に保育の必要性があり、施設等利用給付認定の2・3号認定を受けている場合は、無償化の対象となります。
11	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育に関しても保育の必要性の認定（申請）は必要ですか。	市型以外の預かり保育についても、保育の必要性があれば、1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化となります。預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、事前に施設等利用給付認定の2・3号認定の申請が必要です。認定における保育の必要性の基準については、市型預かり保育の助成基準とは異なりますのでご注意ください。 ※参照「令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（施設型給付園）」8p ※満3歳児は市民税非課税世帯のみ対象、1日あたり450円、月額16,300円

No.	カテゴリー	Q	A
12	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育の利用要件に制限や決まりはありますか。	市型預かり保育以外の預かり保育の利用要件や決まりについては、今まで通り園で決めていただいで構いません。 施設等利用給付認定の2・3号認定を受けた場合は無償化の対象となりますが、認定された児童全員を受け入れなければいけないわけではありません。実際の預かり保育の利用は各園での契約となります。
13	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育の利用料は、1日あたり450円、月額11,300円の上限額を園で計算し、それ以上になる場合、園で差額を保育者から徴収することになるのですか。	市型預かり保育以外の預かり保育の場合、保護者は今まで通り、園に利用料をお支払いいただき、領収証等を添付した給付申請書を園を経由して市に提出していただきます。その後、市が申請書等を確認し、保護者に直接無償化分をお支払いします。 園においては預かり保育の利用料や時間、内容等を記した領収証と提供証明書の交付をお願い致します。また、四半期に一度の預かり保育分の給付申請の時期には、給付申請書のとりまとめと、利用実績等を記入した事業実施届の提出をお願いする予定です。
14	預かり保育	長期休暇中の預かり保育を行っていませんが、就労している方は保育園の一時保育や就労先の保育室等を併用利用されています。その場合、無償化の対象となりますか。園の事務はどうなりますか。	園で実施している預かり保育が、一定の基準（平日8時間かつ年200日）未満の預かり保育の場合、施設等利用給付認定の2・3号認定を受けた保護者がその預かり保育と一時保育等を併用した場合、預かり保育利用料分と合わせて月額上限11,300円まで無償化となります。 預かり保育分の給付申請の際に、保護者が認可外保育施設等の利用分の領収証等を添付することがあります。園において確認等を行う必要はないので、そのまま市に提出してください。
15	預かり保育	領収証や子ども・子育て支援提供証明書にはどういった項目を記載しなければいけませんか。	領収証には、利用料の額と特定費用（行事費、教材費等）の額とを区分して記載していただき、子ども・子育て支援提供証明書には、預かり保育を提供した日及び時間帯、支援の内容、費用の額等を記載していただく予定です。 領収証や子ども・子育て支援提供証明書については、なるべく簡易な方法で行えるよう、今後様式等のひな型を作成し、お示しする予定です。
16	預かり保育	預かり保育の利用料を回数券で購入してもらっていますが、無償化にあたり取扱いを変更する必要がありますか。	領収証については、回数券等の代金を領収した際に発行していただいているかと存じます。無償化にあたり、領収証と合わせて利用実績の確認のため、当該月に利用した日数等を記載した子ども・子育て支援提供証明書の発行をお願いします。
17	給付	無償化にあたり、利用料の徴収は行わなくなりますか。	施設型給付園・認定こども園の場合、10月から保護者の利用料は0円となりますので、園での利用料の徴収はなくなります。毎月の運営費支給の際に、無償化した利用料分も合わせて市から施設に運営費を支給します。

No.	カテゴリー	Q	A
18	給付	3～5歳児クラスが無償化となった場合、教育・保育給付認定の3号認定で第2子、第3子となっている下の子ども利用料は変更になりますか。	多子軽減による減免は引き続き行われるため、利用料は無償化後も変更ありません。
19	給付	副食費免除対象者分の公定価格上の加算額よりも、施設における副食費の金額が上回る場合、その差額分を保護者から徴収することはできますか。	今回の幼児教育・保育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第13条の改正により、副食費の免除対象者についてその提供に要する費用の徴収は行うことはできない、とされています。そのため差額分の徴収はできません。

(2) 私学助成園等

No.	カテゴリー	Q	A
1	認定	無償化にかかる新しい認定申請書は、在園児すべてが提出しないとイケないのですか。	幼児教育・保育無償化にかかる子どものための施設等利用給付を受けるため、在園児全員が施設等利用給付認定の申請を行う必要があります。 預かり保育を利用している場合、合わせて就業証明書等、保育の必要性を証明する書類が必要です。
2	認定	園の締切日までに必要な書類がそろわない場合、どうしたらいいですか。	そろっている書類のみを専用封筒に封入し、園への提出を依頼してください。提出に間に合わなかった書類については、後日、保護者から園のある区こども家庭支援課に提出するようご案内ください。
3	認定	保育の必要性の要件が無く、預かり保育を利用している保護者の場合、施設等利用給付認定の申請は必要ですか。	預かり保育を利用している場合、預かり保育の利用料は無償化の対象とはなりません。教育利用部分の無償化にあたり、施設等利用給付認定1号を申請する必要があります。
4	認定	6月以降、新しく入園内定した方には、認定についてどのように案内すればいいですか。	他の在園児と同様、10月以降、無償化対象となるためには施設等利用給付認定を受ける必要があります。利用案内を保護者にお渡しいただき、保護者が記入した認定申請書等を園から園のある区の区役所こども家庭支援課に提出してください。 ※認定の有効期間は申請日（区役所が書類を受理した日）より以前に遡ることはできませんので、利用日前に申請書を提出いただきますようお願いいたします。
5	認定	6月以降、新入園児に認定申請書等を案内した際、就業証明書等の準備が間に合わず提出できないと言われたらどうしたらいいか。	給付認定申請書(A)、利用施設届出書(C)等、記入できる書類のみ準備していただき、園から園のある区の区役所こども家庭支援課に利用日前までに提出してください。提出が間に合わなかった書類については、後日、保護者から園のある区こども家庭支援課に提出するようご案内ください。 なお、本市から指定する期限までに不足書類の提出がなかった場合、認定内容に影響が出る可能性がございますので、ご注意ください。
6	認定	就労状況、住所等、認定内容に変更がある場合はどのような取扱いになりますか。	転職や退職、勤務時間の変更等、生活状況に変更があった場合は、認定変更の申請が必要です。提出書類をご準備いただき、保護者から園のある区の区役所こども家庭支援課に、直接提出するようご案内ください。 ※参照「令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（私学助成園等）」10p
7	認定	市外在住の児童についてはどのような取扱いになりますか。	市外在住の児童も住んでいる市町村で同様に幼児教育・保育無償化にかかる認定・給付が行われます。認定や給付方法については各市町村にお問い合わせください。

No.	カテゴリー	Q	A
8	預かり保育	預かり保育を時々利用している（定期利用ではない）場合、無償化の対象となりますか。	定期利用ではない場合であっても、保護者に保育の必要性があり、施設等利用給付認定の2・3号認定を受けている場合は、無償化の対象となります。
9	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育に関しても保育の必要性の認定（申請）は必要ですか。	市型以外の預かり保育についても、保育の必要性があれば、1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化となります。預かり保育の利用料が無償化の対象となるためには、事前に施設等利用給付認定の2・3号認定の申請が必要です。認定における保育の必要性の基準については、市型預かり保育の助成基準とは異なりますのでご注意ください。 ※参照「令和元年度 横浜市幼稚園・認定こども園利用案内（私学助成園等）」4p ※満3歳児は市民税非課税世帯のみ対象、1日あたり450円、月額16,300円
10	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育の利用要件に制限や決まりはありますか。	市型預かり保育以外の預かり保育の利用要件や決まりについては、今まで通り園で決めていただいで構いません。 施設等利用給付認定の2・3号認定を受けた場合は無償化の対象となりますが、認定された児童全員を受け入れなければいけないわけではありません。実際の預かり保育の利用は各園での契約となります。
11	預かり保育	市型預かり保育以外の預かり保育の利用料は、1日あたり450円、月額11,300円の上限額を園で計算し、それ以上になる場合、園で差額を保育者から徴収することになるのですか。	市型預かり保育以外の預かり保育の場合、保護者は今まで通り、園に利用料をお支払いいただき、領収証等を添付した給付申請書を園を経由して市に提出していただきます。その後、市が申請書等を確認し、保護者に直接無償化分をお支払いします。 園においては預かり保育の利用料や時間、内容等を記した領収証と提供証明書の交付をお願い致します。また、四半期に一度の預かり保育分の給付申請の時期には、給付申請書のとりまとめと、利用実績等を記入した事業実施届の提出をお願いする予定です。
12	預かり保育	長期休暇中の預かり保育を行っていませんが、就労している方は保育園の一時保育や就労先の保育室等を併用利用されています。その場合、無償化の対象となりますか。園の事務はどうなりますか。	園で実施している預かり保育が、一定の基準（平日8時間かつ年200日）未満の預かり保育の場合、保護者がその預かり保育と一時保育等を併用した場合、預かり保育利用料分と合わせて月額上限11,300円まで無償化となります。 預かり保育分の給付申請の際に、保護者が認可外保育施設等の利用分の領収証等を添付することがあります。園において確認等は行う必要はないので、そのまま市に提出してください。

No.	カテゴリー	Q	A
13	預かり保育	領収証や子ども・子育て支援提供証明書には どういった項目を記載しなければいけ ませんか。	領収証には、利用料の額と特定費用（行事費、教材費等）の額 とを区分して記載していただき、子ども・子育て支援提供証明 書には、預かり保育を提供した日及び時間帯、支援の内容、費 用の額等を記載していただく予定です。 領収証や子ども・子育て支援提供証明書については、なるべく 簡易な方法で行えるよう、今後様式等のひな型を作成し、お示 しする予定です。
14	預かり保育	預かり保育の利用料を回数券で購入しても らっていますが、無償化にあたり取扱いを変 更する必要がありますか。	領収証については、回数券等の代金を領収した際に発行してい ただいているかと存じます。無償化にあたり、領収証と合わせ て利用実績の確認のため、当該月に利用した日数等を記載した 子ども・子育て支援提供証明書の発行をお願いします。
15	給付	無償化にあたり、保育料の徴収はどのよう になりますか。	10月からは現在の保育料から無償化分の25,700円を差し引いた 差額を保護者から徴収してください。無償化となる保育料分※ はまとめて10月に市から園に給付します。 ※上限月25,700円×6か月×在園児数

